

石川県公報

平成 24 年 9 月 7 日 (金曜日)

号 外

(第 51 号)

目 次

規 則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を
改正する規則 (障害保健福祉課) 1

規 則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十七号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則 (昭和三十九年石川県規則第七十九号) の一部を次のとおり改正する。
第三条中「措置児童等の年齢が二十歳未満の場合には」と及び「二十歳以上の場合には、別表第一により算定した額と別表第一の二により算定した額の合算額」を削る。

附則第三項及び第四項を削る。

別表第一中「知的障害児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる国立療養所、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、乳児院、指定医療機関 (児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関であつて同法第7条第2項の規定により障害児入所支援を行うものをいう。)」と改め、「知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、同表第一中「民間施設給与等改善費」を削り、「知的障害児自活訓練事業加算費、スプリンクラー保守管理費」を削り、同表第一中「及び」と「(昭和22年法律第175号)」、「」を削り、「(昭和22年法律第175号)」を削り、「及び」控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。) に係る取扱いについて (平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) と改め、同表第一中「(知的障害者援護施設にあつては、附則第3項及び第4項の、児童福祉施設にあつては、附則第3項の適用を受けた後の額)」を削り、同表第一中「在宅障害児 (者)」を削り、「(社会福祉施設に措置された児童 (者)、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた児童、同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を受けた児童、障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第6条に規定する自立支援給付 (同法第5条第1項に規定する障害福祉サ - ビスのうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係るものに限る。) の支給を受けた者及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)」を削る。

別表第一の二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

